

児童福祉給付金

市では、ひとり親家庭の保護者の方に児童福祉金を支給しています。

◆**対象者**▷平成27年4月に小学校または中学校に入学する児童生徒と生計を共にしている保護者の方

◆**支給額**▷35,000円

◆**申請期限**▷4月24日(金)

◆**申請方法**▷金山振興事務所、下呂市民会館、星雲会館福祉部、馬瀬振興事務所、小坂振興事務所へ印鑑・通帳を持参の上、手続きください。

◇**問合せ先**／福祉部児童福祉課 ☎52-2882 内線 613

ペレットストーブ等導入支援事業補助(延長)

下呂市内に新規にペレットストーブ等を設置される方に本体の購入に要する経費を予算の範囲内で補助します。

◆**補助対象者**▷市内に住所を有する方、または事業所

◆**補助額**▷ペレットストーブ等の本体の購入に要する経費の3分の1以内の額。ただし、1台につき10万円を限度とします。

※設置後の申請は対象外となりますので、必ず設置前に申請してください。

◇**問合せ先**／農林部林務課 ☎52-2000 内線 423

監査委員事務局からのお知らせ

平成26年度財政援助団体等の監査結果を3月2日杉山監査委員、今井監査委員が市長に提出しました。監査結果の詳細はホームページをご覧ください。

◇**問合せ先**／監査委員事務局 ☎24-2222 内線 304

●保険料納付方法

国民年金を納付書で納めている方には、4月上旬に平成27年度(1年分)の納付書が送付されます。一部免除が承認されている方には6月分までが送付され、7月上旬に7月分からの免除のない納付書を送付されます(引き続き免除を受けるには申請が必要です。)

口座振替の方は、引き続き口座から引き落とされます。口座振替で早割制度や前納制度などを利用すると保険料がお得になります。

●保険料免除・納付猶予制度

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、申請することによって保険料が免除又は猶予されます。

【**手続き方法**】印鑑と年金手帳のほか、失業したことにより申請を行う時は雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票が必要となります。

ひまわりクラブ・ちゅうりっぷの会のご案内

ひまわりクラブ・ちゅうりっぷの会は、心の病を持ちながら地域で暮らしている方が集い、レクリエーション、創作活動、調理などを通して、仲間づくりや社会に出ていくための自信をつけることを目的に毎月活動しています。お気軽にご参加ください。

◆活動日・活動場所

▷ひまわりクラブ:毎月第2金曜日(場所:萩原・下呂地域内)

▷ちゅうりっぷの会:毎月第3金曜日(場所:金山地域内)

※時間はいずれも10時~15時。

※活動日は変更になる場合があります。

◎送迎が無いと来られない方に関してはご相談にのります。

※事前に申し込みが必要ですので下記までご連絡ください。

◇**問合せ先**／地域活動支援センターやまびこ ☎0577-72-5023

健康医療部健康医療課 ☎53-2101(直通)

福祉部社会福祉課 ☎52-3936(直通)

助産師・看護師の修学等資金貸付

◆**対象者**:助産師や看護師の学校等に在学中の学生で、将来、市立金山病院・市立小坂診療所・県立下呂温泉病院に従事する意思があり、学校長等が推薦する者

◆**貸付期間・金額等**:学校等の正規の修学期間、月額7万円

※看護師等免許を取得後、直ちに対象病院で業務に従事し、貸付を受けた期間の2分の3に相当する期間に達した場合は償還が免除されます。

◆**申込期限**:5月14日(木)

※詳細は下記までお問い合わせください。

◇**問合せ先**／健康医療部健康医療課 ☎53-2101

平成27年度国民年金保険料は 15,590円(月額)

●学生納付特例制度

20歳以上の学生の方で、国民年金の保険料を納めることが困難である場合、在学期間中の保険料を猶予する制度です。学生納付特例が承認された期間の保険料は、特例の承認期間終了後10年以内なら追納が可能です。将来、満額の老齢基礎年金を受け取るために追納することをおすすめします。

【手続き方法】

印鑑と年金手帳、在学証明書(原本)または学生証(コピー可)を持参のうえ、市民課または各振興事務所へ手続きしてください。なお、この申請は毎年度必要です。

◆**問合せ先** 市民部市民課 ☎24-2222(内線117)

4月1日(水)からはじまります。

暮らしのことで困ったら…是非ご相談ください

収入が不安定で生活に困っている、病気になって働けなくなったなど、生活上の悩みや困りごとの相談に応じる「生活サポート相談センター すまいる げろ」を開設します。

相談員があなたの悩みに寄り添い、問題の解決方法を一緒に考えます。

相談は無料ですので、まずは「すまいる げろ」にお気軽にお電話ください。

【相談の例】

- ・家計のやりくり困っている
- ・病気で働けなくなった
- ・ひきこもりの家族が心配だ
- ・仕事が長続きしない
- ・住居を退去しないといけない など

※「すまいる げろ」は市社会福祉協議会が、市の委託を受けて運営します。

◇問合せ先/生活サポート相談センター すまいる げろ
下呂市森883-1 下呂福祉会館3階
☎23-0783 (ゼロナヤミ)



高校生通学バス補助制度

民間路線バスで通学する高校生に定期代の一部を補助します。経営管理部企画財政課または、各振興事務所に備え付けの申請書に記入・押印の上、定期券と領収書の写しを添えて提出してください。

◆補助額 定期券購入金額から、下表の控除額を差し引いた残額の2分の1(100円未満は切り捨て)

対象区分	1カ月あたり控除額
市内の高校等への通学	7,400円
市外の高校等への通学	11,200円

※げろバスの定期券は対象になりません。

※補助金額については生徒1人当たり年間8万円を限度とします。また、購入金額が控除額を下回る場合は、補助対象となりません。

◇問合せ先/経営管理部企画財政課 ☎24-2222 内線254

軽自動車税の減免

身体障害者手帳などをお持ちの方で、基準に該当する方には、軽自動車税の減免制度があります。新規に減免を希望される方はお問い合わせください。

◆申請締切▷4月23日(木)

◇問合せ先/市民部税務課 ☎24-2222 内線132

4月募集住宅

◆募集期間▷4月1日~24日まで ◆入居予定日▷6月1日

◇問合せ先/建設部建築課 ☎52-2000 内線218

種別	団地名	住戸番号	構造・階数	間取り	家賃(円)	建設年度	住所
公営	坂下団地	A棟4号室	簡易耐火2階	3K	12,400~24,500	S52	小坂町坂下

※その他、継続して募集している住宅もあります。詳しくは建設部建築課までお問い合わせください。

※家賃はH26年度時点ですので、入居時は多少異なります。

農振除外の申請書は5月29日までに提出を

農業振興地域(農振)の農用地区域に設定されている農地は、農業の発展に必要な措置が集中的に行われており、いろいろな制約があります。

たとえ自分の土地でも農地を他の目的に転用する場合には、所定の手続きが必要で、まずはじめに農用地区域から除外(農振除外)しなければなりません。許可なく転用すると法により罰せられます。

●除外地申請受付締切

平成27年5月29日(金)[期限厳守]

●問合せ・申請書提出先

農林部農務課
ダイヤルイン ☎52-1965
(☎52-2000・内線415)

または各振興事務所地域振興課

手続きの例：農地を宅地に転用する場合

